

# 議 事 録 抄 本

令 和 3 年 4 月

福 崎 町 農 業 委 員 会

令和3年4月農業委員会議事録抄本

日 時 : 4月22日(木) 15:00～

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・17名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博	7番 上延 英一	8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 松岡課長、中塚事務局長、豊國主事、品川

【欠席者】・・・吉高平記推進委員

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 松岡 繁克	
2番 加瀬澤智昭	12番 藤岡 資芳	

【署名人】

7番 上延 英一	8番 牛尾 敏博
----------	----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会4月定例会を開催します。

本日は農業委員の欠席はありません。推進委員については吉高平記推進委員の欠席報告を受けています。農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

7番 上延 英一	8番 牛尾 敏博
----------	----------

委員にお願いします。本日は、議案第1号から議案第7号に至る7議案、報告事項4件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について  
(委員会証明) 4件

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(委員会許可) 1件

議案第3号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について  
(知事許可) 1件

議案第4号 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地等の転用届出について  
(委員会受理) 3件

議案第5号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(知事許可) 1件

議案第6号 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地等の所有権移転届出について  
(委員会受理) 4件

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について  
(委員会決定) 55件

報告第1号 受理の取消について	5件
報告第2号 農地使用貸借の合意解約通知について	3件
報告第3号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について	6件
報告第4号 農地法第6条に基づく報告書の確認について	1件

---

(事務局担当) 令和3年4月議案説明

議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について  
(委員会証明)

1番：資料20ページをご覧ください。願出地は南大貫交差点から東へ約150mのところにあります。21ページの地籍図、42ページの現況の写真を合わせてご覧ください。写真をご覧いただくと、倉庫の敷地として利用されていることが確認できます。

この願出地については、平成11年5月の航空写真にてその当時から倉庫敷地として利用されていることを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

2番：資料22ページをご覧ください。願出地は長野公民館から西へ約120mのところにあります。23ページの地籍図、42ページの現況の写真を合わせてご覧ください。写真をご覧いただくと、農地でないことが確認できます。この願出は、自己所有地の整理をする際に、今回の願出地の地目が農地であることがわかり、手続きに至ったものです。

この願出地については、平成11年5月の航空写真にてその当時から山林であることを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

3番：資料24ページをご覧ください。願出地は長野公民館から西へ約100mのところにあります。25ページの地籍図、42ページの現況の写真を合わせてご覧ください。写真をご覧いただくと、建物の敷地として利用されていることが確認できます。

この願出地については、平成11年5月の航空写真にてその当時から住宅敷地として利用されていることを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

4番：資料26ページをご覧ください。願出地は東光寺池から南東へ約50mのところにあります。27ページの字限図、42ページの現況の写真を合わせてご覧ください。写真をご覧いただくと、農地でないことが確認できます。

この願出地については、平成11年5月の航空写真にてその当時から山林であることを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

1番:資料28ページをご覧ください。申請地は上中島公民館から北東へ約50m~100mのところにあります。29ページの地籍図、43ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この申請は、売買による所有権移転です。

申請地は、受け人の〇〇さんと渡し人〇〇さんとの双方の話し合いにより売買での話がまとまりました。

受け人の〇〇さんは町内外で約6反の水稲、野菜の作付を行っております。今回の申請地は、自宅に近い農地であり、取得後は水稲、野菜の作付をしていくとのことでした。

トラクター、コンバイン、田植え機等、農機具一式も所有しており、取得後のすべての農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第3号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について(知事許可)

1番:資料30ページをご覧ください。申請地は山崎のサルビアこども園から北へ約100mのところにあります。資料31ページに地籍図を、32ページに計画配置図で住宅敷地及び露天駐車場と今回の進入路を示しています。資料43ページの写真を合わせてご覧ください。

この申請は、〇〇さんが、自己所有地に地縁者住宅等を建築するため、令和2年7月に転用許可を受け、令和3年1月末に事業の完了届が提出された際に、建物配置が変更され、敷地が拡張されたことが判明しました。農地法を知らずに転用を行ってしまったという理由は成り立たないので、一旦農地に復旧した後に敷地拡大部分の転用手続きを行うこととなりました。

計画面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第4条の許可要件は満たすものと考えます。

議案第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出について(委員会受理)

1番、2番、3番:資料33ページをご覧ください。届出地は金垣内池から西へ約100m中国自動車道の北側にあります。資料34ページに地籍図を、35ページに計画配置図で太陽光発電施設を示しています。資料45ページの航空写真を合わせてご覧ください。

この届出は、〇〇、〇〇が、自己所有地に太陽光パネル等発電施設を設置するもので、他に5条届出を合わせ、農地総面積7,532㎡、事業区域面積6,419㎡、パネル枚数1,749枚、400kwを発電するものであります。この施設は兵庫県における太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例…事業区域面積が5,000㎡を超える事業となり、福崎町を経由して県に事業計画書の届出(R2.12.28)がなされています。また、福崎町開発事業等調整条例…事業区域面積が1,000㎡を超えるので、町との事業にかかる協定も令和3年3月19日に締結しております。施設の設置及び管理はすべて〇〇が責任を持って行うこととなっています。

続きまして、16 ページの報告第 1 号をご覧ください。2 番の〇〇は昭和 47 年 4 月 20 日付福農委 5-12 号で住宅敷地とする届出、1 番の〇〇、〇〇については、昭和 48 年 3 月 20 日付福農委 5-1182 号で倉庫敷地とする届出が受理されていましたが、今回目的が変更ということで、それぞれ取消願いを受理しています。

市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地法第 4 条の届出の受理要件は満たすと考えますが、現在県において、条例による届出書を審査中であり、県の受理見込みを確認して、転用届出の受理を行うのが適正と思われま

#### 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

1 番：資料 36 ページをご覧ください。申請地は西谷区の順教寺の北東にあります。資料 37 ページに地籍図を、38 ページに計画配置図で露天駐車場 6 台を示しています。資料 44 ページの写真を合わせてご覧ください。

この申請は、贈与によるもので、渡し人の〇〇さんが自己所有地の雑種地〇〇を合わせ、受け人〇〇の駐車場 6 台を設置するものです。

計画面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

#### 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づく農地等の所有権移転届出について (委員会受理)

1 番：資料 39 ページをご覧ください。届出地は、新町 天満神社から北西へ約 100m のところにあります。資料 40 ページに地籍図を、資料 41 ページに計画配置図で分譲住宅用地を示しています。資料 44 ページの写真で、きちんと管理されていることが確認できます。

この届出は、売買によるもので、受け人の〇〇が、渡し人〇〇さんに一般住宅用地を造成したいと申し入れたところ、話がまとまりました。

市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地法第 5 条の届出の受理要件は満たすと考えます。

2 番、3 番、4 番：資料 33 ページをご覧ください。届出地は金垣内池から西へ約 100m 中国自動車道の北側にあります。資料 34 ページに地籍図を、35 ページに計画配置図で太陽光発電施設を示しています。資料 45 ページの航空写真を合わせてご覧ください。

この届出は、〇〇が、それぞれの所有者から事業用地を買い受け、太陽光パネル等発電施設を設置するもので、先の 4 条届出を合わせ、農地総面積 7,532 ㎡、事業区域面積 6,419 ㎡、パネル枚数 1,749 枚、400kw を発電するものであります。

16 ページの報告第 3 号をご覧ください。3 番の〇〇は昭和 47 年 7 月 12 日付福農委 5-380 号で道路敷地とする届出、4 番の〇〇については、昭和 49 年 4 月 30 日付福農委 5-90 号で養魚場敷地とする届出、5 番の〇〇については、昭和 48 年 7 月 12 日付福農委 5-381 号で道路敷地とする届出が受理されていましたが、今回目的が変更ということでそれぞれ取消願いを受理しています。

市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地法第 5 条の届出の受理要件は満たすと考えますが、現在県において、条例による届出書を審査中であり、4 条届出同様に

県の受理見込みを確認して、転用届出の受理を行うのが適正と思われま

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定  
について (委員会決定)

本来なら一件ずつ説明すべきですが、本件につきましては、事前に議案書として各委員  
様へ送付しているため、朗読については割愛させていただきます。

15 ページをお開きください。55 件 87 筆 106, 621 m<sup>2</sup>について利用権が設定される計画  
となっています。

続きまして、報告事項であります。

報告第1号 許可の取消について

16 ページをお開きください。許可の取消について、5 件願出が提出されたことを報告し  
ます。

報告第2号 農地使用貸借の合意解約通知について

17 ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が3 件出ていますので報告しま  
す。

報告第3号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

18 ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を2 件、  
耕作面積証明書を4 件、計6 件を発行したことを報告します。

報告第4号 農地法第6条に基づく報告書の確認について

(資料により確認)

説明は以上となります。

---

(議長) 議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承  
認(委員会証明)4 件について、現地調査済ですので報告願います。

(加瀬澤委員) 議案第1号の1 番の願出地は南大貫交差点から東のところに位置していま  
す。現地では、倉庫敷地として利用されていることを確認しました。42ページの  
写真にてご確認ください。調査班では、建物の状況等から少なくとも20年以上前  
から倉庫敷地として利用されているものと判断しております。委員会による非農  
地証明要件に合致するものと考えます。よろしくご審議ください。

議案第1号2 番の願出地は長野公民館から西のところに位置しています。現地  
では、既に山林であることを確認しました。42ページの写真にてご確認ください。調

査班では、樹木等の状況等から少なくとも20年以上前から山林であるものと判断をしております。委員会による非農地証明要件に合致するものと考えます。よろしくご審議ください。

議案第1号3番の願出地は先ほどの2番の願出地の東に位置しています。現地では、建物敷地として利用されていることを確認しました。42ページの写真にてご確認ください。調査班では、建物の状況等から少なくとも20年以上前から建物敷地として利用されているものと判断しております。委員会による非農地証明要件に合致するものと考えます。よろしくご審議ください。

議案第1号4番の願出地は東光寺池の南東に位置しています。現地では、山林であることを確認しました。42ページの写真にてご確認ください。調査班では、樹木等の状況等から少なくとも20年以上前から山林であるものと判断をしております。委員会による非農地証明要件に合致するものと考えます。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)4件について、質疑ありませんか。

(宮川委員) ずっと勝手にされているようですが、始末書の添付はいらわないのですか。勝手に転用する場合は始末書の添付が条件ではないのですか。

(事務局) 非農地証明は事実確認のみですので始末書は必要ありません。4条や5条の転用の場合については始末書を添付してもらっています。

(議長) 他に質疑はありませんか。ないようですので、次に、議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(加瀬澤委員) 議案第2号 1番について、申請地は上中島公民館から北東に位置しています。43ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この申請は、売買による所有権移転です。

申請地は、事務局説明のとおり、受け人の〇〇さんと渡し人〇〇さんとの双方の話し合いにより売買での話がまとまったとのこと。〇〇さんの自宅に近い農地であり、取得後は水稻、野菜の作付をしていくとのこと。現地調査を行ったところ、現在もしっかり管理がされており、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、次に、議案第3号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(加瀬澤委員) 議案第3号 1番について、申請地は山崎のサルビアこども園の北に位置しています。43ページの現地写真をご覧ください。

事務局説明のとおり、〇〇さんが自己所有地の建物配置上進入路を追加で造成する必要があります。現地調査を行ったところ、一旦造成された部分は復旧されていました。当初の計画を変更して、委員会にはたいへん迷惑をかけ反省していると聞いています。進入路の追加の造成については、やむを得ないものと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第3号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可)1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、次に、議案第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出(委員会受理)3件について、現地調査済みですので報告願います。

(加瀬澤委員) 議案第4号 1番2番3番について、届出地は金垣内池の西、中国自動車道の北側に位置しています。現地では、耕作されていないものの、草刈り等は管理されていることを確認しました。

事務局説明のとおり、〇〇が1件、〇〇が2件太陽光発電施設等を設置するものです。届出地は、市街化区域であり、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出(委員会受理)3件について、質疑ありませんか。

(三木委員) 元々は〇〇がたくさん事業化されている。〇〇と〇〇のものは誰が管理するのか。

(事務局) 管理は〇〇が行います。

(議 長) 他に質疑ございませんか。ないようですので次に、議案第5号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)1件について、現地調査済みですので報告願います。

(加瀬澤委員) 議案第5号 1番について、申請地は西谷区の順教寺の北東にあります。現地では、耕作されていないものの、管理されていることを確認しました。資料44ページの写真にてご確認ください。

事務局説明のとおり、申請地は、〇〇の駐車場として利用するもので、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第5号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)1件について、質疑ありませんか。

(城谷委員) 説明の時に贈与と聞いたが、あえて贈与しないといけないのですか。お寺の所有物となったということですか。

(事務局) そうですね。そうすることによって非課税となるとか恩恵があると。

(城谷委員) 法人の財産になると。

(議長) 他に質疑ございませんか。ないようですので、次に、議案第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理)4件について、現地調査済みですので報告願います。

(加瀬澤委員) 議案第6号 1番について、届出地は、新町天満神社の北西に位置しています。現地では、耕作されていないものの、草刈り等の管理はされていることを確認しました。資料44ページの写真にてご確認ください。

事務局説明のとおり、受け人の〇〇が、一般住宅用地を造成・販売することです。現地調査を行ったところ、届出地は、市街化区域であり、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

2番、3番、4番の届出地は金垣内池の西、中国自動車道の北側に位置しています。現地では、耕作されていないものの、草刈り等は管理されていることを確認しました。

事務局説明のとおり、〇〇が太陽光発電施設等を設置するものです。願出地は、市街化区域であり、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理)4件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用

集積計画の決定55件のうち20番から21番の2件について、関係委員さんがいらっしゃいますので、退席願います。

< 城谷委員 退席 >

(議長) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定55件のうち20番から21番の2件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、引き続き討論、採決に移ります。議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定55件のうち20番から21番の2件について、討論はございませんか。

(宮川委員) ○○さんは水稻の耕作が主ですが、野菜専用として耕作するのか。

(事務局) 利用権の申出書には野菜と記入されていました。○○さんは水稻・麦の他にも野菜等実際に耕作されています。

(議長) 他にありませんか。ないようですので、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定55件のうち20番から21番の2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定55件のうち20番から21番の2件について、決定することといたします。

< 城谷委員 着席 >

(議長) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定55件のうち20番から21番の2件を除く53件について、質疑ありませんか。

<なし>

---

(議長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。  
議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)4件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)4件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11:反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)4件について、証明することといたします。

(議長) 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11:反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、許可することといたします。

(議長) 次に、議案第3号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第3号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第3号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可) 1件について、県へ進達することといたします。

(議長) 次に、議案第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届(委員会受理) 3件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届(委員会受理) 3件について、事務局説明の通り、県の事業計画書受理見込みを確認して、当委員会の転用受理を行うことに賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届(委員会受理) 3件について、県の事業計画書受理見込みを確認したのち、受理することといたします。

(議長) 次に、議案第5号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第5号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第5号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、県へ進達することといたします。

(議長) 次に、議案第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 4件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理)4件のうち1番については本日、2番から4番3件については先ほどの4条転用受理と同様、県の事業計画書受理見込みを確認したのち受理することに賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理)4件のうち1番1件については本日、2番から4番3件については、県の事業計画書受理見込みを確認したのち受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定55件のうち20番から21番の2件を除く53件について、討論はございませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定55件のうち20番から21番の2件を除く53件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定55件のうち20番から21番の2件を除く53件について、決定することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

(城谷委員) 報告事項の5条の取消について何年くらいにでていたんですか。

(事務局) 昭和47年ごろ受付をしているんですが、その後造成もなにもされないまま現在までこのような状態です。当時の受理に基づいて造成が終わって、地目の変更も終わっていれば、当委員会の受理は必要ないかと思うんですが、現況が農地のままのためやり直ししてもらいました。

(城谷委員) 太陽光の事業計画は県へ提出するとのことだが、県から町にはなにか連絡がありますか。

(事務局) 町を経由して県へ申請となります。町は町で開発事業等調整条例があり、開発面積が1,000㎡を超える場合は地域みなさんに説明会をして、地元要望に対してこんな回答をしましたという報告書を町に出した上で、町と事業者とで協定書を交わします。協定書は既に締結しています。

(城谷委員) 太陽光の事業計画を一度見せてほしい。それは無理ですか。

(事務局) まちづくり課に相談します。

(城谷委員) 回覧かなにかで。今後の地域とか地元での管理とかいろんなことが、うまく開発事業を使っていくのかが少し気になります。

(議長) 他にありませんか。ないようですので、以上で、本日提案しました議案についての審議を終了致します。

< 15:50 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・5月20日（木曜日）15時00分から

署 名 人	上延 英一
署 名 人	牛尾 敏博